

公益社団法人大分県社会福祉士会 慶弔規則

(目的)

第1条 この規則は、本会の慶祝及び弔慰について定める。

(対象)

第2条 本会の正会員及び名誉会員とする。

(慶祝)

第3条

正会員が結婚する場合は、祝電をもって慶祝する。

(弔慰)

第4条

本人または2親等の者が死亡した場合は、弔電及び香典（本人1万円、2親等5千円）等をもって弔慰とする。特別の事例が生じた場合は、その都度会長が決定する。

(支出金額の基準)

第5条

支出金額の上限は3万円とする。

(連絡)

第6条

慶弔等が生じた場合は、会員、ブロック理事等はすみやかに事務局に連絡するものとする。

2. 慶弔等発生後、1カ月を経過した場合は対象としない。

(規則の変更)

第7条

この規則は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。